

## ★より多くの年金を受給したい方へ 「付加年金制度」をご存じですか？

国民年金第1号被保険者（自営業、学生など）や任意加入被保険者が定額保険料（令和元年度：16,410円 / 月額）に加えて付加保険料（月額400円）を納めることで、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

〈例〉付加保険料を10年間納付された場合

付加保険料納付額 = 400円 × 12月 × 10年 = 48,000円

付加年金の年金額 = 200円 × 12月 × 10年 = 24,000円 / 年額

※48,000円の付加保険料で、毎年24,000円の付加年金が老齢基礎年金に上乘せして受け取れ、大変お得です。

### 【注意事項】

- ・付加保険料の納付は、申込んだ月分からとなります。
- ・第2号被保険者（会社員や公務員）の方や第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）は付加保険料を納付できません。
- ・国民年金基金加入者は付加保険料を納付できません。 →

### 国民年金基金とは・・・

国民年金第1号被保険者の方が、老齢基礎年金に上乘せして加入できる公的な年金制度です。

毎月の掛金は加入時の年齢、性別、選択する給付の型と口数によって決まります。

〈問い合わせ先〉

島根県国民年金基金 ☎ 0120-65-4192

【手続に必要なもの】 ①年金手帳 ②印鑑

【手続先】 市保険課（6番窓口・受付番号票③） ☎ 31-0216

美都・匹見各総合支所地域振興課または浜田年金事務所  
で手続をしてください。

### 〈浜田年金事務所 出張年金相談〉

- ・相談日 8月13日(火)・27日(火) 毎月第2・4火曜日
- ・相談場所 市立市民学習センター 102 研修室
- ・相談時間 10:00 ~ 15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

### 〈浜田年金事務所 手話による年金相談〉

- ・相談日 8月22日(木) 毎月第4木曜日
- ・相談場所 浜田年金事務所
- ・相談時間 13:00 ~ 16:00

☆要予約 8月14日(水)までに予約

・予約方法 電話またはFAX ※代理可(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ㊚ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)、本人の認印(請求書を提出する場合)が必要です。

※浜田年金事務所でご相談される場合も、電話で予約しておくこととスムーズに相談できます。

## しょう しゃ かん 障がい者に関するマーク

～マークの意味をご存じですか？～



### ハート・プラスマーク

とうじしゃ  
(当事者がつけるもの)

身体内部に障がいのある方を表しています。心臓疾患などの内部障がい・内臓疾患は外見から分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251